

児童手当（第2子以降）支給の経過措置	
第2子以降の生年月日	支給期間
昭和63年1月1日～ 昭和63年12月31日	平成4年12月分まで
昭和64年1月1日～ 平成元年12月31日	4歳の誕生日の属する月分まで
平成2年1月1日～ 平成2年12月31日	平成5年12月分まで
平成3年1月1日以降	3歳の誕生日の属する月分まで

児童手当は、お子さんの出生日から十五日以内に申請をしないと、支給開始が遅れる場合があります。お子さんが生まれると、出生届と一緒に、児童手当の認定手続きを済ませましょう。

なお、現在、児童手当を受給している新たにお子さんが生まれたときは、改めて増額の手続きをしてください。

□申請で持参するもの：印かん、父親名義の銀行預金通帳

□申請先・問い合わせ：市社会福祉事務所児童福祉係（市役所2階241・2111内線237）へ。

児童手当を振り込みます

第二子以降のお子さんの児童手当は、お子さんの生年月日に応じて、上の表のように支給期間の経過措置が設けられています。

平成四年十二月分までで児童手当の支給が終了した方には、十一月十二分の手当を一月五日（火）に口座に振り込みます。入金をお確かめください。

子どもが生まれたら 出生届といっしょに 児童手当の申請を



献血

私が献血をするようになってから、もう二十回が過ぎました。献血をすることが、この健康を他の人にもわかってほしい。献血の前は、簡単な採血の前には、簡単な「こころ、職場の友人に「あなたもやってみよう」

献血21回目で思うこと

山名 慶子（日佑電子）

チェックがあります。私の場合、少し血管が出にくかったのですが、「大丈夫ですよ」と言われて、安心して献血することができました。

福祉タクシ

手帳の提示だけで割引になります

新潟県ハイヤー・タクシー協会が実施してきた身体障害者・精神障害者に対するタクシー運賃の割引制度が、平成五年一月一日から、身体障害者手帳や療育手帳の提示のみで割引を受けられるようになりました。

このため、これまでの利用券は不要になります。

また、新たに「時間制貸し切り」も割引の対象になりました。

献血21回目で思うこと

「こころ、職場の友人に「あなたもやってみよう」

献血21回目で思うこと

山名 慶子（日佑電子）

チェックがあります。私の場合、少し血管が出にくかったのですが、「大丈夫ですよ」と言われて、安心して献血することができました。

標準小作料

農業の賃借料の目安になる「標準小作料」が、新津市小作料協議会の答申を受け、下の表のように決定しました。この小作料は、平成五年一月一日から三年間適用されます。

農地の賃借借を行うとき

お買物、ご用命は市内で

内科・小児科・レントゲン科

大坂医院

新町1丁目6-12 TEL 245122

あけましておめでとうございます

今年もやまのフルーツを
よろしくおねがい申し上げます

フレッシュでおいしい果物の店 **やまいし**

新津市本町3 TEL 23-0397

戦後強制抑留者などの方に 総理大臣名による書状贈呈

総理府所管の平和祈念事業特別基金では、戦後強制抑留者などの方々に慰藉の念を示す事業の一環として、内閣総理大臣名による書状などの贈呈を行っています。該当する人は、お早めに請求してください。

□戦争強制抑留者…戦後、旧ソ連邦またはモンゴル国の地域に強制抑留された方またはそのご遺族に、内閣総理大臣名の書状・銀杯を贈呈しています。このうち年金恩給などを受給されていない方には、あわせて慰勞金として10万円の国債が支給されます。

□恩給欠格者…軍歴期間が短いため年金恩給を受けられない、いわゆる恩給欠格者の方で、外地等の勤務経験があり、加算年を含めた在職年が3年以上の方に内閣総理大臣名の書状を、このうち70歳以上の方には高齢者の順にあわせて銀杯等を贈呈しています。

□引揚者…先の大戦の終戦に伴い本邦以外の地域から引き上げてこられた方で、引上者等に対する特別交付金を受給された方に、内閣総理大臣名の書状を贈呈しています（歯舞、色丹、国後、択捉の各島からの引揚者を含みます）。

□請求・問い合わせ…平成5年3月31日までに、平和祈念事業特別基金（☎03-3945-4703～4704）へ。請求書類は、市社会福祉事務所援護係（☎24-2111内線234）に用意してあります。

（注）添付書類は、世帯の中で該当する人全員のものを出す必要があります。

□入所の決定：書類審査、健康診断などによって決定します（必要に応じて、市社会福祉事務所から家庭調査に何うかあります）。

□入所決定の通知：三月下旬に通知します。

□問い合わせ：市社会福祉事務所児童福祉係（☎24-2111内線236）へ。



平成五年度の市立幼稚園と保育所（市立、公認私立、へき地）の入所申請を次のとおり受け付けます。希望される方は、期日までに申し込んでください。

幼稚園

□入園できる園児：新津市に住民登録をしている人に限ります。なお、3歳児からの入園は小台東幼稚園だけです。

・3歳児：平成元年4月2日～2年4月1日生まれ

・4歳児：昭和63年4月2日～平成元年4月1日生まれ

・5歳児：昭和62年4月2日～63年4月1日生まれ

□入園受付期間と場所：1月8日（金）から20日（水）まで。入園を希望される幼稚園に入園願いを提出してください。

保育所

□入所対象児童：新津市に住民登録がしてあり、家庭内での保育に欠ける児童

□入所受付期間と場所：1月11日（月）から18日（月）まで。入所を希望される各保育所（園）または市社会福祉事務所（〒950-0001）に提出してください（土曜日、日曜日および祝日は休みです）。

なお、申請書は一月六日から、各保育所、市社会福祉事務所でお渡しします。現在入所している児童で、平成五年度も入所を希望される人も改めて申請をしてください。

□提出書類：入所申請書と次の添付書類

- ・サラリーマンの人：平成4年分の源泉徴収票または（注）添付書類は、世帯の中で該当する人全員のものを出す必要があります。
- 入所の決定：書類審査、健康診断などによって決定します（必要に応じて、市社会福祉事務所から家庭調査に何うかあります）。
- 入所決定の通知：三月下旬に通知します。
- 問い合わせ：市社会福祉事務所児童福祉係（☎24-2111内線236）へ。

各幼稚園・保育所の定員は、十二月十五日号広報をご覧ください。また、保育所と幼稚園の重複申請はしないでください。

勤務証明書

・パートや内職をしている人：勤務証明書または内職証明書

・自営業、農業に従事している人：各地区的民生児童委員からの従事証明書

・病人の看護および保護者が病気の人：病状にかかっている人の診断書

・妊娠婦：妊娠証明書または出産証明書

・平成4年1月2日以降に市内に転入した人：前住所地の市町村長発行の平成4年度課税証明書（県民税を除く住民税の均等割、所得割別を明記したもの）

幼稚園・保育所
入園（所）児を受付

平成五年度の市立幼稚園と保育所（市立、公認私立、へき地）の入所申請を次のとおり受け付けます。希望される方は、期日までに申し込んでください。

お買物、ご用命は市内で

ボーンと押せば
お湯が出る

すぐ点く
すぐ出る
すぐ消せる

指先タッチの
ガス湯沸器

これでお湯
安全して
子供まで
安心して
使えます

台所や洗面所に便利です

お買物、ご用命は市内で

ボーンと押せば
お湯が出る

すぐ点く
すぐ出る
すぐ消せる

指先タッチの
ガス湯沸器

これでお湯
安全して
子供まで
安心して
使えます

台所や洗面所に便利です